

岐南町告示第137号

岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年9月6日

岐南町長 松原秀安

岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震時の迅速な避難行動を確保し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、町内において地震発生時に倒壊又は転倒のおそれのあるブロック塀等（以下「危険ブロック塀等」という。）を除去する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、岐南町補助金等交付規則（昭和55年岐南町規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、れんが造、石造の組積造の塀（門を含む。）その他これらに類するものをいう。
- (2) 工作物等 ブロック塀等及びコンクリート造等以外の軽量の塀等（生け垣、フェンス及び板塀等）をいう。
- (3) 公衆用道路等 町内に存在する国道、県道及び町道又はその他の道路で町長が認めるものをいう。
- (4) 除去 既存の危険ブロック塀等の全部を取り壊すことをいう。

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、公衆用道路等に面した危険ブロック塀等（国、地方公共団体等が所有し、又は実施するもの及び基礎を除く高さが60センチメートル以下のものは除く。以下同じ。）を除去（危険ブロック塀等を除去後、安全な工作物等へ転換した場合も含む。）する事業とする。ただし、他の補助事業の補助対象経費に該当しているものについては、補助金の対象としない。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる者は、町内に危険ブロック塀等を所有（町長がこれに準ずる者として認めるものを含む。）し、前条に規定する除去事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 町税等を滞納していない者
- (2) 岐南町暴力団排除条例（平成24年岐南町条例第6号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第1項第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付を受けることができるのは、1敷地につき1回限りとする。

- 2 補助金の額は、1敷地につき100,000円を限度とし、危険ブロック塀等の除去に要する経費の合計額とブロック塀1平方メートル当たり10,000円により算定する標準事業費の合計額のいずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。
- 3 前項に規定する面積の算定において0.1平方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金額の算定において1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 危険ブロック塀等の位置図
- (2) 施工前の写真及び配置図
- (3) 施工に係る見積書(他の工事と同時に施工するときは、危険ブロック塀等の除去に係る費用が分かる内訳書を添付)の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該補助金の交付の可否を決定し、岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第8条 前条に規定する交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、岐南町危険ブロック塀等除去事業等計画変更、中止(廃止)申請書(様式第3号)に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(変更決定通知)

第9条 町長は前条第1項による申請が適当であると認めたときは、岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金等変更決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の完了を確認できる写真
- (2) 施工業者の請求書又は領収書(他の工事と同時に施工したときは、危険ブロック塀等の除去に係る費用が分かる内訳書を添付)の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書が提出された場合は、速やかに内容を審査し、適

正に処理されたことを認めたときは、補助金の交付額を確定し、岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金額確定通知書（様式第6号。以下「通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条に規定する通知を受けた者は、当該通知書を受領した日から10日以内に岐南町危険ブロック塀等除去事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第13条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（1） 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（証拠書類の保存）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類等を事業年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

（台帳の整備）

第16条 町長は、岐南町危険ブロック塀等除去者台帳（様式第8号）を備え付け、交付の状況を把握するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（平成32年3月31日までの間の第5条の特例）

2 平成32年3月31日までの間は、第5条第2項中「100,000円」とあるのは「300,000円」と、通学路（児童又は生徒が登下校に際し使用する道路のうち、集合場所又は自宅から最も近い主要道路地点から学校の出入口までの道路区間をいう。）に面した危険ブロック塀等の除去にあつては、同条同項中「2分の1以内」とあるのは「5分の4以内」と読み替えるものとする。